

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

(1) 公共施設等の名称

小鹿第二発電所

(2) 立地

①取水口及び導水路

ア 三朝調整池

東伯郡三朝町大字砂原

イ 小鹿川取水口、小鹿第一発電所放水取水口、丹戸谷川取水口、岡谷川取水口及び本谷川取水口

東伯郡三朝町大字神倉

ウ 三朝調整池取水口

東伯郡三朝町大字砂原

エ 幹線導水路（無圧隧道）

東伯郡三朝町大字神倉から同町大字砂原まで

オ 落差工

東伯郡三朝町大字砂原

カ 幹線導水路（圧力隧道）

東伯郡三朝町大字砂原から同町大字三朝まで

キ 丹戸谷川支線、岡谷川支線及び本谷川支線

東伯郡三朝町大字神倉

② 発電所（調圧水槽、水圧管路及び小鹿第二発電所）及び放水口（放水路及び放水口）

東伯郡三朝町大字三朝

(3) 規模（最大出力）

5, 500キロワット

(4) 配置

別図のとおり

2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

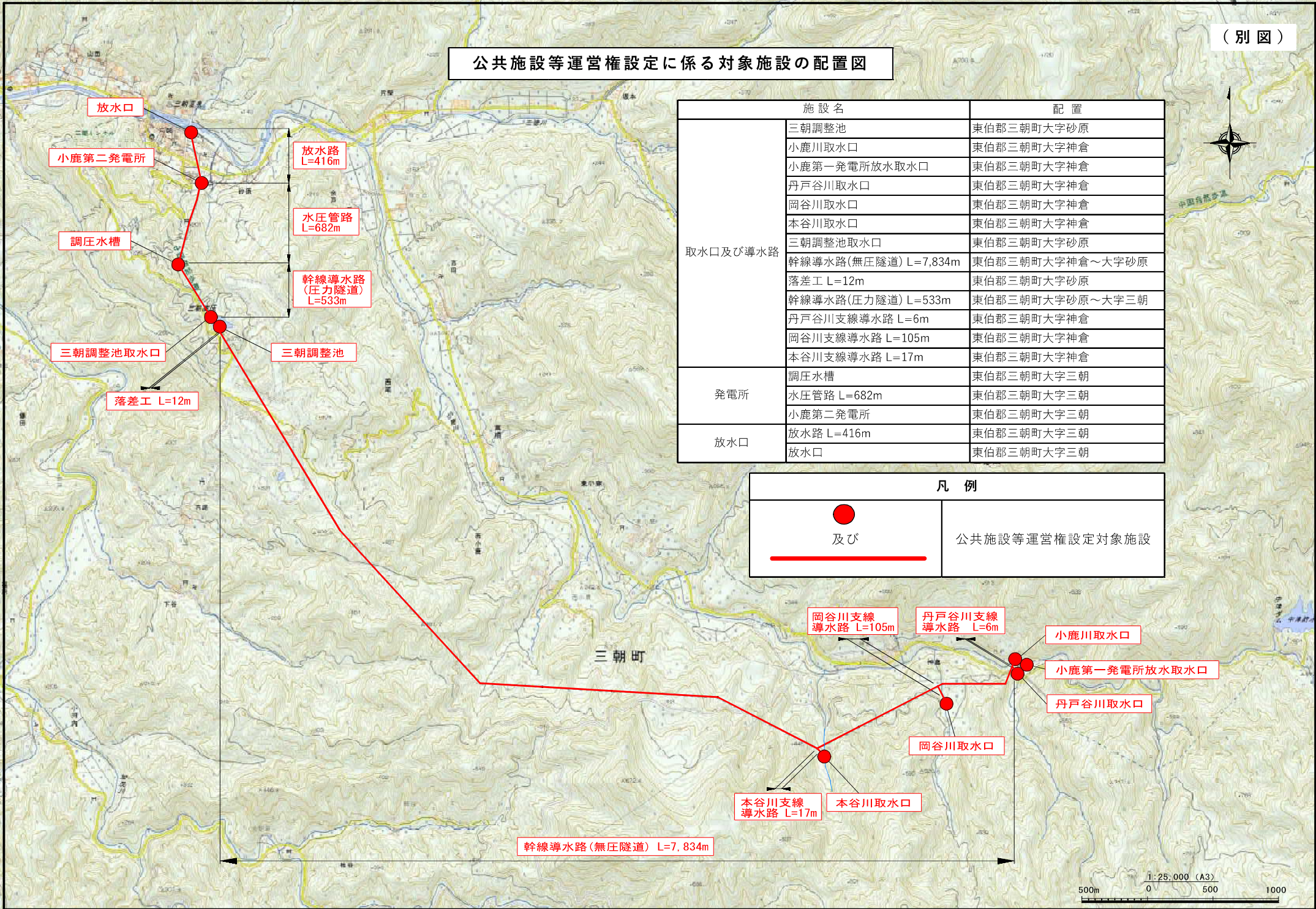
小鹿第二発電所に係る運営維持業務

3 公共施設等運営権の存続期間

令和5年9月1日から令和25年8月31日まで


ただし、公共施設等運営権者が、令和20年8月31日までに公共施設等運営権の存続期間の延長を鳥取県に協議し、公共施設等運営権者に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合には、公共施設等運営権の存続期間の満了日は、令和37年3月31日まで延長されるものとする。また、延長後の公共施設等運営権の存続期間の満了日の2年前までに同じ手続が行われ、鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合は、公共施設等運営権の存続期間は、令和52年3月31日まで更に延長されるものとする。

公共施設等運営権設定に係る対象施設の配置図



	施設名	配置
取水口及び導水路	三朝調整池	東伯郡三朝町大字砂原
	小鹿川取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	小鹿第一発電所放水取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	丹戸谷川取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	岡谷川取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	本谷川取水口	東伯郡三朝町大字神倉
	三朝調整池取水口	東伯郡三朝町大字砂原
	幹線導水路(無圧隧道) L=7,834m	東伯郡三朝町大字神倉～大字砂原
	落差工 L=12m	東伯郡三朝町大字砂原
	幹線導水路(圧力隧道) L=533m	東伯郡三朝町大字砂原～大字三朝
発電所	調圧水槽	東伯郡三朝町大字三朝
	水圧管路 L=682m	東伯郡三朝町大字三朝
	小鹿第二発電所	東伯郡三朝町大字三朝
放水口	放水路 L=416m	東伯郡三朝町大字三朝
	放水口	東伯郡三朝町大字三朝

凡例

 及び	公共施設等運営権設定対象施設
---	----------------